

新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者
に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）

福祉医療貸付事業における新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者に対する経営資金（長期運転資金）及び既往貸付について、取扱いの一部を改正し、以下のとおり対応することとしました。

※「2. 貸付条件」内の下線部が令和2年9月15日改正内容になります

1. 貸付をご利用される方

当貸付事業の融資対象施設を営んでいる事業者の方であって、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障がある方。

2. 貸付条件

①福祉貸付事業（経営資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	15年以内 (5年以内)
貸付利率	当初5年間 6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無利子 ※当該金額を超えた部分は0.2% 6年目以降 0.2%
貸付金の限度額	なし
無担保貸付	6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無担保

②医療貸付事業（長期運転資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	15年以内 (5年以内)
貸付利率	当初5年間 病院1億円(2億円)・老健・介護医療院1億円、診療所4,000万円(5,000万円)・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業4,000万円まで無利子 但し、①コロナ対応を行う医療機関については、「病院1億円(2億円)、診療所4,000万円(5,000万円)」または「当該医療機関の前年同月からの減収2か月分」の高い方まで無利子 ②政策医療を担う医療機関については、「病院1億円(2億円)、診療所4,000万円(5,000円)」または「当該医療機関の前年同月からの減収1か月分」の高い方まで無利子 ※当該金額を超えた部分は0.2% 6年目以降 0.2%

貸付金の限度額	「病院 7.2 億円 (10 億円)、老健・介護医療院 1 億円、診療所 4,000 万円 (5,000 万円)・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業 4,000 万円」または「当該医療機関の前年同月からの減収の 12 か月分」の higher 方
無担保貸付	<p>病院 3 億円 (6 億円)、老健・介護医療院 1 億円、診療所 4,000 万円 (5,000 万円)・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業 4,000 万円まで無担保</p> <p>但し、①コロナ対応を行う医療機関については、「病院 3 億円 (6 億円)、診療所 4,000 万円 (5,000 万円)」または「当該医療機関の前年同月からの減収の 6 か月分」の higher 方まで無担保</p> <p>②政策医療を担う医療機関については、「病院 3 億円 (6 億円)、診療所 4,000 万円 (5,000 万円)」または「当該医療機関の前年同月からの減収の 3 か月分」の higher 方まで無担保</p>

※ 1 貸付利率は福祉貸付事業、医療貸付事業とも令和 2 年 9 月 1 日現在のものです。

※ 2 医療貸付事業（長期運転資金）の貸付利率欄、貸付金の限度額欄、無担保貸付欄の括弧内の金額は、前年同月と比較して医業収益が 30%以上減少した月が 1 月以上ある医療機関に適用される金額です。

3. 既往貸付に関するご相談の方

当面 6 か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に最長 3 年間の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

【お問い合わせ先】

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403